

令和3年3月25日招集

令和3年 第3回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

## 令和3年第3回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和3年第3回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和3年3月25日（木） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（19名）

1番 大江 正好	2番 本 田 勝 彦	3番 門 脇 功
4番 東海 林 光輝	5番 高 岡 茂 雄	6番 寒 河 江 一 浩
7番 庄 子 裕 絵	8番 高 岡 貞 雄	9番 仲 野 孝 藏
10番 石 山 一 穂	11番 吉 田 好 春	12番 岡 田 邦 弘
13番 栗 原 洋 幸	14番 阿 部 昇	15番 大 内 恒 一
16番 小 野 博	17番 岡 田 和 敏	18番 瀬 野 幸 太 郎
19番 菅 原 繁 治		

1. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第4号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第 5 議第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第 6 議第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第 7 議第29号 農用地利用集積計画について
- 第 8 議第30号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について
- 第 9 議第31号 東根市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」  
について
- 第 10 農地あっせん委員会の報告
- 第 11 農地転用委員会の報告
- 第 12 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長 加 藤 光 伸	事務局長補佐 深 瀬 忠
農地係長 松 岡 義 朗	主任 三 坂 智江美

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和3年第3回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、おりません。遅刻の届出ありました委員は、16番小野博委員であります。従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

4番 東海林光輝委員、5番 高岡茂雄委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定でありますがお諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第2回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第4号農地賃貸借契約の合意解約についてから、日程第9、議第31号東根市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてまでの、1報告と5案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。加藤事務局長。

【加藤事務局長】

令和3年第3回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、16件であります。

報第4号農地賃貸借契約の合意解約について。

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係。

受付番号 24 番、土地の所在：大字荷口字大繩●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地籍：853 m<sup>2</sup>。賃貸人住所氏名：東根市神町中央一丁目●●●●、●●●●。賃借人住所氏名：東根市大字羽入●●●●、●●●●。解約後の利用：第三者へ売却であります。

以下、受付番号 25 番から、3 頁の 39 番までの 15 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。4 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は、10 件です。

議第 27 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 3 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。5 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号 13 番、土地の所在：大字島大堀字島●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地籍：70 m<sup>2</sup>ほか 2 筆。譲渡人住所氏名：東根市大字島大堀●●●●、●●●●。

事由：農業廃止。経営面積：10 a。

譲受人住所氏名：東根市大字島大堀●●●●、●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：413 a であります。

農地法第 3 条総括表、所有権移転は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。6 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定です。

受付番号 14 番、土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地籍：1,850 m<sup>2</sup>ほか 1 筆。

貸人住所氏名：東根市本丸南一丁目●●●●、●●●●。事由：高齢化による経営縮小、経営面積：107 a。借人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●、●●●●。

事由：経営規模拡大、経営面積 253 a であります。

以下、受付番号 15 番、16 番の 2 申請は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表、賃貸借権設定は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。7 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定です。

受付番号 17 番、土地の所在：大字若木字若木●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地籍：4,959 m<sup>2</sup>。貸人住所氏名：東根市板垣中通り●●●●、●●●●。

事由：法人へ集約。経営面積：382 a。借人住所氏名：東根市板垣中通り 23 号、株式会社 SAKU-Labo 代表取締役 早坂正道。事由：新規就農（法人化）、経営面積 0 a で

あります。

以下、受付番号 18 番から 22 番までの 5 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

8 頁の農地法第 3 条総括表、賃貸借権設定は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。9 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 5 条の許可申請は、3 件でしたが、受付番号 10 番の取り下げ願いが提出されましたので 2 件となります。

議第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 5 条第 1 項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。10 頁をお開き下さい。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請関係。

受付番号 9 番、土地の所在：本町●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地籍 347 m<sup>2</sup>。  
譲渡人住所氏名：東根市中央一丁目●●●●、●●●●。職業：無職、ほか 5 名。  
譲受人住所氏名：天童市糠塚二丁目 2 番 1 号、有限会社弘栄不動産 代表取締役 川口隆。  
職業：不動産業。転用後の主要目的：宅地分譲 10 棟、道路、水路借受。  
所要面積計：2,451.54 m<sup>2</sup>。備考として所有権移転、併用地有、実測面積となります。

以下、11 頁の、受付番号 11 番の申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。なお、受付番号 10 番につきましては、取下願が提出されておりますので 2 申請となります。11 頁の農地法第 5 条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。12 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、農地法第 5 条の申請箇所を示す、位置図でありますので、参考にしていただきたいと思います。13 頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、78 計画です。

議第 29 号農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。14 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号 13 番、土地の所在：大字若木字若木●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地籍：1,631 m<sup>2</sup>。売人住所氏名：東根市若木通り四丁目●●●●、●●●●。  
買人住所氏名：東根市神町北三丁目●●●●、●●●●。利用目的：樹園地として利用。  
移転時期：令和 3 年 3 月 25 日。対価、総額：1,800,000 円。支払い方法：口座。  
支払期限：令和 3 年 4 月 14 日、引き渡し時期：令和 3 年 4 月 15 日。買人の耕作面積は 221 a であります。

以下、受付番号 14 番から 19 番までの 6 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表、所有権移転は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。15 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号 74 番、土地の所在：大字東根元東根字本郷●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地籍：3,016 m<sup>2</sup>。貸人住所氏名：東根市三日町四丁目●●●●、●●●●。借人住所氏名：東根市三日町三丁目●●●●、●●●●。種類：賃貸借権設定。利用目的：水田として利用。始期：令和 3 年 3 月 25 日、終期：令和 8 年 3 月 24 日。賃借料：10 a あたり 60 kg、5 年新規。借り人の耕作面積は 1,064 a であります。

以下、受付番号 75 番から 24 頁の受付番号 143 番までの 69 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

24 頁の農用地利用集積計画総括表、賃貸借権設定は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。25 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、使用貸借権設定です。

受付番号 144 番、土地の所在：大字若木字野川向●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地籍：1,720 m<sup>2</sup>ほか 1 筆。貸人住所氏名：東根市大字泉郷●●●●、●●●●。借人住所氏名：東根市中島通り一丁目●●●●、●●●●。種類：使用貸借権設定。利用目的：樹園地として利用。始期：令和 3 年 3 月 25 日、終期：令和 13 年 3 月 24 日。賃借料：無償、10 年新規。借り人の耕作面積は 352 a であります。

農用地利用集積計画総括表、使用貸借権設定は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。26 頁をお開き下さい。

農地中間管理機構との貸借です。

受付番号 32 番、土地の所在：大字東根元東根字長塚●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地籍：4,020 m<sup>2</sup>。貸人住所氏名：東根市本丸南一丁目●●●●、●●●●。借人住所氏名：山形市緑町一丁目 9 番 30 号、公益財団法人 やまがた農業支援センター 理事長 若松正俊。種類：賃貸借権設定。始期：令和 3 年 3 月 25 日、終期：令和 13 年 3 月 31 日。賃借料：10 a あたり 9,951 円。

以下、受付番号 33 番から、33 頁の受付番号 63 番までの 31 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。34 頁をお開き下さい。

今月の農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案は、100 計画であります。

議第 30 号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定により、農用地利用配分計画

案を作成するため、同条第3項の規定により、本会の意見を求めるものであります。

35頁をお開き願います。

農用地利用配分計画案であります。

これは、先ほどご説明いたしました、議第29号のなかの中間管理機構との貸し借りで提案した、中間管理機構を通じて農地の貸し手と借り手をマッチングさせた配分計画となります。

1番から、38頁の81番までの81計画については、農地中間管理機構による、借受希望者の募集、貸付希望者の申し出に基づき、各地域においてマッチング活動を行い、人・農地プランに位置づけられた、中心的経営体に貸し付けする、農用地利用配分計画案を作成したものととなります。詳細につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

39頁の1番から19番までの19計画については、借受者の移転であります。詳細につきましては、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。40頁をお開き願います。

議第31号東根市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてであります。

これは、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条の規定に基づく、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、本会において決定するものであります。この度は、平成30年3月に定めた今後5年間の指針を改選期に合わせ、見直しをするものであります。41頁をお開き下さい。

内容といたしましては、第1としまして、基本的な考え方を定めております。

第2に、具体的な目標と推進方法として、農業委員会に関する法律の改正により強化された、3つの施策を記載しています。

1つ目の施策として、1. 遊休農地の発生防止・解消についてですが、(1)として遊休農地の解消目標を表にして定めております。42頁に(2)として遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法を定めております。

2つ目の施策の、2. 担い手への農地利用の集積・集約化については、(1)として担い手への農地利用集積目標を表にして定めております。(2)担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法を定めております。43頁をお開き下さい。

3つ目の施策の新規参入の促進についてですが、(1)として、新規参入の促進目標を表にして定め、(2)として新規参入の促進に向けた具体的な推進方法を定めております。

以上で、報告案件1件と、議案5件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第 10、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。  
15 番、大内恒一農地あっせん委員会委員長。

【15 番大内恒一農地あっせん委員会委員長】

はい、15 番大内です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 3 月 18 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第 3 条による所有権移転の許可申請 1 件、賃貸借権設定の許可申請 3 件、使用貸借権設定の許可申請 6 件、合計 10 件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る 3 月 16 日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の農地あっせん委員による現地調査結果をもとに、慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号 13 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 14 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

受付番号 15 番及び 16 番の申請事由は、新規法人による就農となります。

なお、今回申請ありました株式会社やまがた鳳凰倶楽部は、加温ハウス栽培に特化した法人であり、役員が自身の法人へ権利提供している農地につきまして、農地法に基づく許可申請を行ったものであります。

次に、使用貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 17 番及び 18 番は、新規法人による就農となります。

なお、今回申請ありました株式会社 SAKU-L a b o は、果樹経営を中心とした法人として、今年の 3 月に設立されたばかりの法人であります。受付番号 19 番及び 20 番は、経営規模拡大となります。

受付番号 21 番及び 22 番は、新規法人による就農となります。

なお、今回申請ありました株式会社ヤマガタ果園は、果樹経営を中心とした法人として昨年 12 月に設立された法人であります。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしており、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。



つきましては、本総会におきましても、よろしくお願ひいたします。

**【議長】**

次に、日程第 11、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。9 番、仲野孝藏農地転用委員会委員長。

**【9 番仲野孝藏農地転用委員会委員長】**

はい、9 番仲野です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 3 月 18 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第 5 条による許可申請 3 件についてであります。転用許可申請案件については、去る 3 月 16 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

農地法第 5 条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります。受付番号 9 番及び 10 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、受付番号 9 番は宅地分譲、受付番号 10 番は一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) b (c)」に該当。

受付番号 11 番については、第一種及び第三種農地のいずれの要件にも該当しないため、第二種農地となりますが、集落に接続して、駐車場、物置等を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第 2 の 1 の(1)のカの(ア)」に該当。

立地基準(第二種農地)「第 2 の 1 の(1)のカの(イ) b」に該当。

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

なお、受付番号 10 番につきましては、転用委員会が開催されましたあとに、申請取り下げの申し出がありました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願ひいたします。

**【議長】**

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第 12、地区委員会の開会についてであります。お諮りいたします。

ただいまから 15 分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第 29 号農用地利用集積計画について、9 番仲野孝藏委員、10 番石山一穂委員、及び 14 番阿部昇委員が、議第 30 号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について、10 番石山一穂委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与に関する制限に該当します。したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

それでは、15 分をめどに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

**【議長】**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

**【12 番岡田邦弘委員】**

12 番岡田です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 27 号については、経営規模拡大、及び法人化に伴う新規就農によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 28 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 29 号については、水田、及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 30 号については、地域の中心となる担い手等に貸付するものであり、当該計画案を認め、同意することの意見の一致をみました。

議第 31 号については、3 年ごとの検証・見直しを行ったもので、本市の農地等の利用の最適化を推進する指針と認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくをお願いいたします。

**【議長】**

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

**【4番東海林光輝委員】**

4番東海林です。東郷、高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第27号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第29号については、水田、及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第30号については、地域の中心となる担い手等に貸付するものであり、当該計画案を認め、同意することの意見の一致をみました。

議第31号については、3年ごとの検証・見直しを行ったもので、本市の農地等の利用の最適化を推進する指針と認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

**【議長】**

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

**【6番寒河江一浩委員】**

6番寒河江です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第27号については、経営規模拡大、及び法人化に伴う新規就農によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第28号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第29号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第30号については、地域の中心となる担い手等に貸付するものであり、当該計画案を認め、同意することの意見の一致をみました。

議第31号については、3年ごとの検証・見直しを行ったもので、本市の農地等の利用の最適化を推進する指針と認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

**【議長】**

これを持ちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第 4 号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは始めに、議第 27 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、以上、2 案件について一括して採決いたします。お諮りいたします。議第 27 号、及び議第 28 号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可すること、及び、許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。議第 27 号及び議第 28 号については、許可すること、及び、許可相当との意見を付することに決しました。

次に、議第 29 号農用地利用集積計画について採決いたしますが、その前に、9 番仲野孝藏委員、10 番石山一穂委員、及び 14 番阿部昇委員に申し上げます。あなた方は、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。議第 29 号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。議第 29 号については、決定することに決しました。

9 番仲野孝藏委員、10 番石山一穂委員、及び 14 番阿部昇委員の復席を求めます。

9 番仲野孝藏委員、10 番石山一穂委員、及び 14 番阿部昇委員に申し上げます。

ただいま、議第 29 号については決定することに決しましたので報告いたします。

次に、議第 30 号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について、採決いたしますが、その前に、10 番石山一穂委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。議第 30 号について、地区委員会の審議のとおり、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。議第 30 号については、同意することに決しました。

10 番石山一穂委員の復席を求めます。10 番石山一穂委員に申し上げます。

ただいま、議第 30 号については、同意することに決しましたので報告いたします。

次に、議第 31 号東根市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について採決いたします。

お諮りいたします。議第 31 号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。議第 31 号について、決定することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 3 年第 3 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。  
ご苦労様でした

午前 10 時 45 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員